

令和6年度第25回関東地方整備局幹部と建専連会員団体地方支部長等との

意見交換会 議事要旨

日時：令和5年6月25日（火）16：15～17：45

場所：THE MARK GRAND HOTEL 4階「THE MARK ROOM」

5. 意見交換会

【共通テーマ1】

『労務費の基準』の担保等について

一般社団法人日本機械土工協会関東支部

【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかりと担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

【日本機械土工協会関東支部 要望】

共通テーマ1を御覧いただきまして、『労務費の基準』の担保等について、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下について願います。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

【関東地方整備局建政部建設産業第一課長 回答】

①について回答させていただきたいと思えます。まず、建設業がこれからも地域の守り手などの重要な役割を果たして持続可能な産業として今後も活用していただくためにも、時間外労働規制に対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上の取組が必要となっております。特に建設業においては他産業と比べて賃金水準がまだ低く、また、労働時間も長いこともございまして、担い手の確保が喫緊の課題というところでございます。

こうした背景を受けまして、先ほどの情報提供でも最後に御案内しましたが、労働者の処遇改善、資材価格高騰による労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上を3つの柱とした建設業法の改正を行ったところでございます。改正法の中では、適正な労務費等の確保、行き渡りにつきまして、中央建設業審議会が労務費の基準を作成・勧告を行いまして、また、受発注者双方に対して著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止、こういったことについて、公共・民間にかかわらず違反した発注者に対して国が勧告・公表できるという仕組みがございまして、

適正な労務費を下請企業まで行きらせるために、建設Gメンが労務費の基準を著しく下回る契約でありましたり工期ダンピングが行われていないかについて、ルール違反等を広く調査をしてまいりたいというところでございます。また、この調査によって違反につながる恐れがある事案が判明した場合には、注意喚起や改善指導などを行いまして、それでも改

善されない場合につきましては、国と許可権者である都道府県知事といったところが連携しまして立入調査などを行い、行政指導や監督処分といった指導監督につなげていくというところでございます。

併せて建設Gメンの調査を効率的に行うために、従来から法令違反の通報窓口として設置されている駆け込みホットラインを再度業界の皆様へ周知させていただきまして、適正な工期が行われなかった場合の当事者からの情報を基に、効果的な調査を行うことでより高い効果を目指していくように今後とも努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【関東地方整備局建政部建設産業第一課長 回答】

引き続きまして、回答させていただきます。

先ほど申し上げましたように、建設業が持続可能な産業としてこれからも発展していただくために、処遇改善でありましたり働き方改革などの取組を進め、建設業の担い手の確保を図っていくことが不可欠でございます。そのために各建設企業が雇用している労働者の方に対して適正な賃金の支払いを行っていただくことが必要でありますけれども、まずその前提としまして、労働者の賃金支払いの原資となる利潤と労務費を適切に確保できるような請負代金による企業間取引が必要となっております。

一方で、建設工事の取引におきましては、材料費の削減よりも技能労働者の労務費などの削減による価格調整が行われやすく、技能労働者の処遇にしわ寄せが生じていること、また、労務費を適切に確保し、処遇改善に適切に頑張っている建設企業が競争上不利な状況に置かれやすい、そのような御指摘も生じているところでございます。

今回の法改正におきまして、受発注者双方に対し、著しく低い労務費等による見積り、また、その見積り依頼を禁止することと受注者による工期ダンピングを禁止するという新たな規定が設けられましたので、御指摘の価格競争から質への競争、そのようなマインドとなるように業界の周知啓発に努めてまいります。また、法令違反をするような行為が確認された場合についてはしっかりと対処していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【関東地方整備局企画部技術調査課長 回答】

今回の法改正の内容につきましては、関東地方の国の機関や都県政令市が参加しました関東ブロック発注者協議会の幹事会において周知をさせていただいております。今後各都県で開催します発注者協議会の都県分科会におきましても法改正の内容につきまして市区町村に対しても周知を行ってまいります。

以上でございます。

【関東地方整備局建政部建設産業第一課長 回答】

法改正の内容やそれに関する取組につきましては、建設Gメンの活動をはじめとしまして、あらゆる機会を通じて発注者・受注者の工事取引関係者、当事者双方に向けて分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【共通テーマ2】

「市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について」

一般社団法人全国道路標識・標示業協会関東支部

【趣旨】

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、

より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたく願います。

【全国道路標識・標示業協会関東支部 要望】

テーマ2「市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について」でございます。

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されております。工事価格の積算については、物価資料を参考に適切に行われていると思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに、労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと、民間工事においても適切な積算や対応をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたく願います。御見解のほどよろしく願いいたします。

【関東地方整備局企画部技術管理課長 回答】

公共工事の発注に当たりましては、市場向け資材等の取引価格など、実態を的確に反映し、予定価格を適切に定めるとともに、物価水準の変動が生じたときは適切に設計変更を行うことが重要であると認識しております。直轄工事の取組につきましては、最新の物価資料や見積り徴収等により実勢価格を適切に予定価格に反映するとともに、契約締結後であっても物価水準の変動等により請負代金が不相当となったときにつきましては、工事請負契約書第26条（スライド条項）、こちらに基づき適切に設計変更を行ってまいります。

令和5年度の適用件数でございますが、全体スライドで4件、単品スライドで21件、インフレスライドで85件という形で適切に行ってまいります。引き続き適切な積算に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

【関東地方整備局企画部技術調査課長 回答】

都県政令市や市区町村への適切な積算の指導、働きかけにつきましては、最新の積算基準の適用や見積り等を活用する要領等の整備を進めるため、関東ブロック発注者協議会で令和6年度末を目標に、統一的な指標を定め取組が進むよう働きかけています。なお、令和6年度末の各発注機関の達成見込みにつきましては、6月21日に関東地方整備局のホームページで公表したところでございます。

以上でございます。

【関東地方整備局建政部建設産業第一課長 回答】

先ほど私のほうから説明させていただきました建政部からの「建設産業行政の最近の動き」という資料の10ページ目で御案内させていただきましたが、今回の法改正におきまして、資材高騰などの請負額に影響を及ぼす恐れのある事象、そのようなリスク情報は受注者から注文者に提供するよう義務化されております。また、資材高騰の際に請負代金の変更方法を契約書記載事項として明確化もされておるところでございます。さらに、契約後において資材高騰などの事前に情報提供をしたリスクが顕在化された場合については、受注者が変更方法に従って契約変更の協議を申し入れたときは、注文者は誠実に協議に応じる努力義務がルール化されたところでございます。

これらの法改正の内容について、今後もあらゆる機会を通じまして、民間発注者団体でありましたり、建設業の関係団体といったところに周知を行いまして、理解が浸透されるよう啓発を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

【関東地方整備局企画部技術管理課長 回答】

低入札価格調査の基準価格につきましては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」におきまして、ダンピング受注の防止を図る観点から適宜見直すこととされております。これまでの最新の諸経費動向調査の結果に基づき、適宜見直しを図ってまいったところでございます。直近では令和4年に一般管理費等の算入率を10分の5.5から10分の6.8に引き上げを行ったところでございます。引き続き諸経費動向調査を通じて適宜見直しを図ってまいるところでございます。

また、この調査基準価格を基に、適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するとともに施工体制確認型総合評価落札方式を導入しており、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、ダンピング受注の防止を徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【共通テーマ3】

建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について

(一社) 日本塗装工業会関東ブロック会

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム(CCUS)の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにはほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

【日本塗装工業会関東ブロック 要望】

「建設キャリアアップシステムによる各システムの統一的運用について」でございます。技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとしてCCUSの運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにはほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況でございます。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシ

システムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものでございます。

以上でございます。

【関東地方整備局建政部建設産業第一課長 回答】

建設キャリアアップシステム（CCUS）につきましては、業界共通の制度インフラを目指しまして、これまでも様々な施策を進めてきたところでありまして、業界の皆様の御理解の下、登録状況、技能者・事業者ともに登録数が堅調に推移しているところでございます。

本年3月28日に開催されました建設キャリアアップシステム運営協議会の総会、また、先日20日に開催されております建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会、こちらにおきまして、技能者、元請・下請など事業者それぞれの立場に応じてメリットを強化させていくことが必要であることが明確にされたところでございます。

これまでもCCUSを活用した現場管理の効率化を図るべく、CCUSと労務安全システムなどの民間事業者が開発した入退職管理や就業履歴、施工体制情報を電子的に管理できるシステムとの連携、こちらについてはそういったAPI連携で図ってきたところでございます。

今後のCCUSの利用拡大に向けて、概ね3か年で重点的に取り組む項目というところで3つ御案内させていただきましたが、そのうちの2つ目のCCUSを活用した現場管理の効率化の項目としまして、2つ目のポツになりますけれども、CCUS登録データの活用拡大による下請企業のデータ入力作成などの効率化といったところが示されております。CCUSの利用を進めるためにも、本日伺った御要望につきましては国土交通省としても必要な取組であると認識しておりますので、業界からのお声として本省に伝えてまいりたいと思います。

以上でございます。

【建設産業専門団体連合会 総括】

挨拶でもちょっと申し上げたのですが、もらったら払ってください、払いましょうと。現実の話をしないといけないと思うのですね。何かといいますと、この賃金の行き渡りの部分で、1番目のテーマ1のところですね。これ施工までに1年半かかるのはよく御存じだと思

います。再来年からなのです。再来年からという、我々の手元に乗るのは恐らく2年から3年後ではないかと。しかしながら、総理からは5%を十分に上回る賃金を上げろという要請を受けているわけですね。

ですので、我々も準備期間が要ります。賃金形態を変えていかなければいかんとか就業規則を変えなければいかんということを我々も汗をかいていきますけれども、特に整備局の方をお願いしたいのは、業行政として、やはり民間の発注者に対して今回の業法改正の意味とといいますか、そこをしっかりと説明していただいて、我々ももらったら払うと言っているのだから、これはやはり民間発注者の理解が得られないと、いやいや、それはもう元下間の問題だと切り分けるような今までのような感覚があれば、到底無理なのです。

元請さんも幾らきれいごとを言っても競争に負けてしまうと我々も仕事をもらえないので、ぜひともそこところは非常にマインドを変えるような指導をしていただくというふうに私は表現しているのですけれども、非常に難しいかと思うのです。でも、24年問題もありますし、働き方も変えていかなければいかんし、それには賃金が伴っていかないと到底不可能なのだと。結果、建設業で働く人がいなくなるということをこの1年半の間にぜひとも民間発注者の方に声を大きく出していただいて、御指導いただきたいと思えます。

私も各地方を回って、皆さんにももらったら払ってくださいと。いや、そんなの会長、全然下りてきませんよと言われたら絵に描いた餅の法律になりますので、ぜひとも特に県・市町村の発注について、ここからまず手をつけていただければと思います。

すみません、お時間をいただきましてありがとうございます。

6. 自由討議

【全国コンクリート圧送事業団体連合会 報告】

私どもの業種、コンクリート圧送業の時間外労働の実態につきましてまず御説明いたしますと、関東圏の大手業者の時間外労働時間は、昨年度までは80~120時間にも達する状況も珍しくないという状況でございました。というのも現場の作業時間以外の現場への行き帰りの時間いわゆる回送時間が多くかかってしまう業種ですので、上限規制に対応するためには、その回送時間も含んだ労働時間を減少させていく必要があります。

そこで、全国の主要な元請に対しまして、現場の作業時間を短縮することによって圧送業界の従業員が適正な労働時間で働くことができるようにお願いいたしますと、協力依頼文書を前年度に発送させていただいたところです。

前提として、これまで大手ゼネコンであっても下請の作業時間は現場での作業時間に限るという認識が強く、回送時間については労働時間と認識されていなかったというところがありました。徐々に変化が見られまして、一部ではありますが、大手ゼネコンとか建設業協会の支部、生コン組合等と意見交換を実施させていただきまして、概ね理解を示すという反応をいただいたところです。

4月以降関東地区の仕事量が少し落ち着いたことと土曜稼働が減っている影響もありまして、各社ともぎりぎり上限規制に抵触しないラインを維持しておりますが、作業時間を短縮してもよいという契約を締結した企業はごくわずかという状況です。ですが、私どもが協力を依頼していたのは、現場の作業時間を必ず短くしてくださいということではなくて、下請企業の労働時間だったり施工計画の段階から協議したり、配慮を求めているところでもございましたので、今後とも各社とも現場サイドと労働時間管理を含めて協議を行っていければ今よりプラスの状況になるというところがあります。

これからの課題につきましては、今後仕事量が大幅に増加したときに上限規制を軽く超えてしまう可能性があることや、首都圏で現場の入場時間に間に合わせようとする、朝の渋滞を避けるために入場時間の1時間前に待機しておかなければならないということだったり、朝礼に出るように要請されるのですが、そこから打設開始までの待機時間が一、二時間あるといった非効率な状況があるというところを解決させていくのが今後の課題ではあります。

関東地方整備局の皆様には要望事項としましては、私どものような回送時間が必要となる業種が法令順守できる業界になるように、元請業者、民間発注者に対して下請企業従業員の労働時間に配慮した計画の立案等について御指導をお願いしたいところです。また、作業時間の減少によって、これまでと同じ請負単価では売上げが大幅に減少することになりますので、今後の技能者への待遇の維持や向上、機械の計画的な更新によって、業界の要望に応じていくためには、減少する価格分の転嫁について適正な支払いを行うように元請業者にも指導をお願いできればというところがございます。

以上でございます。

【全国クレーン建設業協会東京支部 報告】

私どもの取組ですけれども、従来の8時作業開始 17時作業終了だと回送している時間が残業となっていたため、回送している時間を1日の労働時間8時間の中に組み入れ、作

業時間は8時から 15 時までの6時間とし、2時間を回送時間にすることを元請など関係する会社に申し入れました。説明に当たっては、15時で絶対に帰るものではございません。要請により従来の17時まで作業を行うとしております。

東京支部、神奈川支部、千葉支部と支部のない埼玉県は埼玉クレーン協会と同時歩調で進めてまいりました。申入れ先としては4都県にある日建連会員企業本支店、各都県の建設業協会、各支部会員企業の取引先等に申入れをいたしました。また、私どもとしてはオペレーターの時間管理を行うように指導しております。

進捗状況ですけれども、スーパーゼネコンは会社により、また、支店により対応がまばら、ある建築支店では理解を示し、社内通達を既に出してくれているところもあれば、考えは理解できるが、上からの指示がない、ほかはどうなの？ と言ひ、進まない会社も多く、現在その多くでは対応を協議しております。中堅ゼネコンでは承諾してくれているところ、そうでないところと様々です。スーパーの様子をうかがっている感じがございます。

地場コンは地元のクレーン業者との仕事が多く、回送時間も比較的短いためか余り情報が入ってきておりません。住宅会社は比較的承諾してくれているようであります。4月以降、運動の動きの成果なのか、今まで何かあったときのために17時近くまで残されていることが多くありましたが、そのような時間が減ってきているようであります。それは対応が進んでいない会社においてもそのような動きで今来ております。各社のオペレーター時間管理はアルコールチェックを利用しているという会社が多く見られております。

課題ですけれども、私どもの組合会員企業は全ての会社が横並びで顧客に対応していない、その会社の仕事量や立地によりオペの残業時間に違いがある。また、各社に作業時間を強制もできない、していないので、例えばゼネコンの意見聴取で、A社は15時までで帰らせてください、B社は従来どおり作業できますという回答も出てくるため、逆にゼネコンも決めかねているところがございます。積極的に作業時間のお願いをしている会社は3割程度、とにかく元請など顧客、会員企業がともに様子見をしているような感じでありませぬ。

全国展開ではないため、東京だけがそんなことを言っていると言われてしまうこともございます。週休2日による作業日数の減少により売上げが下がってきていて、しかし、オペレーターには政府がしきりに言う昇給も行わなければならないのが現状です。少なくとも今までと同様の給料を払わなければ辞めていってしまうため、その上、燃料、新車価格の高騰、修理代など維持費もアップしております。しかし、それは顧客も同様で、作業料

金はなかなか上げてもらえないのが実情です。そのようなことから作業料金のアップに取り組んでいる会社も多く、その上、作業時間まで言えないという会社も多数ございます。

時間外労働の削減を成功させるためにということで、回送を行う特殊な業界にも配慮した工期を設定していただきたい。元請だけの協力では難しく、他の専門工事業者の理解も必要であるため、働き方改革に合わせた歩掛かりなどの見直しも必要ではないかと考えております。当業界内で全国一律・全社同一歩調ができればさらに進むと考えております。今回棚上げとしておりますが、夜間回送（21時～6時）の車両は17時以降も作業時間、労働時間とみなされてしまうため、特殊車両の通行許可の緩和も必要であると考えております。

顧客にも温度差があり、理解を示し取り組んでくれている会社もありますけれども、そうでない会社のほうがむしろ多く、進んでいかないのが実情です。民間の発注者の理解と、まずはスーパーゼネコンが対応してくれることが下層部にまで行き渡るためには重要と考えます。国交省、厚労省のさらなる御支援をお願いしたいと思います。

以上です。

【(一社) 全国建設室内工事業協会関東支部 報告】

当協会当支部の内装仕上げ工事（鋼製下地工事・ボード仕上げ工事）では、技能者の働き方改革への対策として、現場への直行・直帰ができる環境整備を進め、時間外労働の低減を促進しています。各元請現場においては、4月から始まった働き方改革を実施するため4週8閉所を基本とした稼働を目指しているが、現状後工程である内装仕上げ工事に工期遅れ等のしわ寄せが来る状況は改善されておられません。

今後の課題としては、十分な適正工期・適正価格の設定、さらに工期遅れ等による施工工期調整が必須であると思います。

以上、よろしくお願いたします。